

一般社団法人滋賀県造林公社における
令和4年度経営状況および経営評価について

1 報告案件

① 出資法人等の経営状況説明書（議案書）

報告根拠	地方自治法第243条の3第2項
報告内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度事業計画 令和4年度事業報告（決算）

② 一般社団法人滋賀県造林公社の令和4年度中期経営改善計画に関する経営評価結果（議案書）

報告根拠	一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例第4条第2項														
報告内容	<ul style="list-style-type: none"> 毎事業年度終了後、公社が事業の実施状況等について自己評価を行い、県が必要な指導および助言を行った結果について、報告する。 														
評価方法	<p>【評価方法】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価方法の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①小項目別評価 (中期計画の各章の個別取組を評価)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各取組で掲げる計画の達成度を「○」、「×」で評価し、併せて達成率を付記 各取組の評価結果について要因分析を行い、「×」評価の場合は、今後の対応策を記載 各取組が寄与する分野（「公益的機能の発揮」、「収益の確保・向上」、「滋賀県の森林・林業への貢献」）を表記 </td> </tr> <tr> <td>②大項目別評価 (中期計画の各章を評価)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 小項目別評価の全ての取組が計画を達成できれば「○」評価、ひとつでも達成できない取組があれば「×」評価 </td> </tr> <tr> <td>③全体評価（令和4年度事業の総括）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大項目別評価を踏まえて当該年度の取組状況と次年度に向けた取組方針を総括する。 </td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> また、評価に当たっては、外部有識者で構成する経営評価委員会の検証結果および意見を踏まえる。 <table border="1"> <tr> <td>開催日</td> <td>令和5年7月14日</td> </tr> <tr> <td>議事内容</td> <td>公社経営評価案の検証、評価案に対する評価委員会意見のとりまとめ</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>委員長：栗山 浩一（京都大学大学院教授）、委員：小杉 緑子（京都大学大学院教授）、委員：土井 裕明（弁護士）</td> </tr> </table>	評価項目	評価方法の概要	①小項目別評価 (中期計画の各章の個別取組を評価)	<ul style="list-style-type: none"> 各取組で掲げる計画の達成度を「○」、「×」で評価し、併せて達成率を付記 各取組の評価結果について要因分析を行い、「×」評価の場合は、今後の対応策を記載 各取組が寄与する分野（「公益的機能の発揮」、「収益の確保・向上」、「滋賀県の森林・林業への貢献」）を表記 	②大項目別評価 (中期計画の各章を評価)	<ul style="list-style-type: none"> 小項目別評価の全ての取組が計画を達成できれば「○」評価、ひとつでも達成できない取組があれば「×」評価 	③全体評価（令和4年度事業の総括）	<ul style="list-style-type: none"> 大項目別評価を踏まえて当該年度の取組状況と次年度に向けた取組方針を総括する。 	開催日	令和5年7月14日	議事内容	公社経営評価案の検証、評価案に対する評価委員会意見のとりまとめ	委員	委員長：栗山 浩一（京都大学大学院教授）、委員：小杉 緑子（京都大学大学院教授）、委員：土井 裕明（弁護士）
評価項目	評価方法の概要														
①小項目別評価 (中期計画の各章の個別取組を評価)	<ul style="list-style-type: none"> 各取組で掲げる計画の達成度を「○」、「×」で評価し、併せて達成率を付記 各取組の評価結果について要因分析を行い、「×」評価の場合は、今後の対応策を記載 各取組が寄与する分野（「公益的機能の発揮」、「収益の確保・向上」、「滋賀県の森林・林業への貢献」）を表記 														
②大項目別評価 (中期計画の各章を評価)	<ul style="list-style-type: none"> 小項目別評価の全ての取組が計画を達成できれば「○」評価、ひとつでも達成できない取組があれば「×」評価 														
③全体評価（令和4年度事業の総括）	<ul style="list-style-type: none"> 大項目別評価を踏まえて当該年度の取組状況と次年度に向けた取組方針を総括する。 														
開催日	令和5年7月14日														
議事内容	公社経営評価案の検証、評価案に対する評価委員会意見のとりまとめ														
委員	委員長：栗山 浩一（京都大学大学院教授）、委員：小杉 緑子（京都大学大学院教授）、委員：土井 裕明（弁護士）														

③ 出資法人等の経営評価（添付資料）

報告根拠	出資法人への関与に関する要綱第5条
報告内容 ・ 評価方法	<ul style="list-style-type: none"> 出資法人への県の人的・財政的関与の状況を示すこと等を目的に、出資法人の経営状況を5つの視点（効果性、効率性、健全性、自立性、透明性）で評価し、その結果を報告する。

2 一般社団法人滋賀県造林公社について

- 設立年月日：昭和 40 年 4 月 1 日
- 所在地：大津市松本一丁目 2 番 1 号（大津合同庁舎内）

○ 設立目的

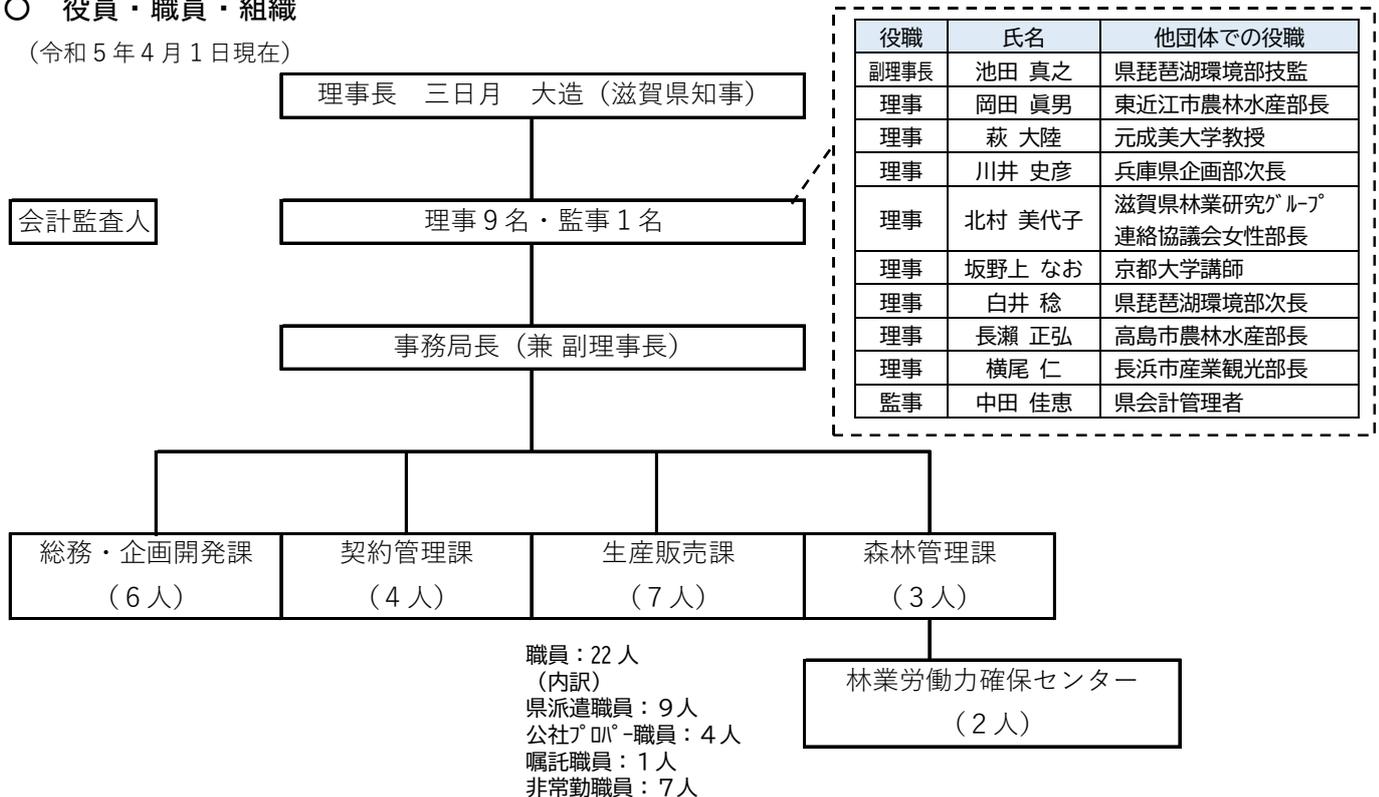
分収造林事業、分収育林事業、林業労働力の確保および育成に関する事業その他の森林・林業に関する事業を行うことにより、森林が持つ水源かん養機能、県土保全機能、地球環境保全機能の公益的機能を発揮し、琵琶湖・淀川流域の住民の安全かつ安心で豊かな生活の確保、産業の発展に寄与すること。

○ 役割

- ・ 「分収林特別措置法」に基づく森林整備法人
- ・ 「林業労働力確保の促進に関する法律」に基づく林業労働力確保支援センター

○ 役員・職員・組織

（令和 5 年 4 月 1 日現在）



○ 社員

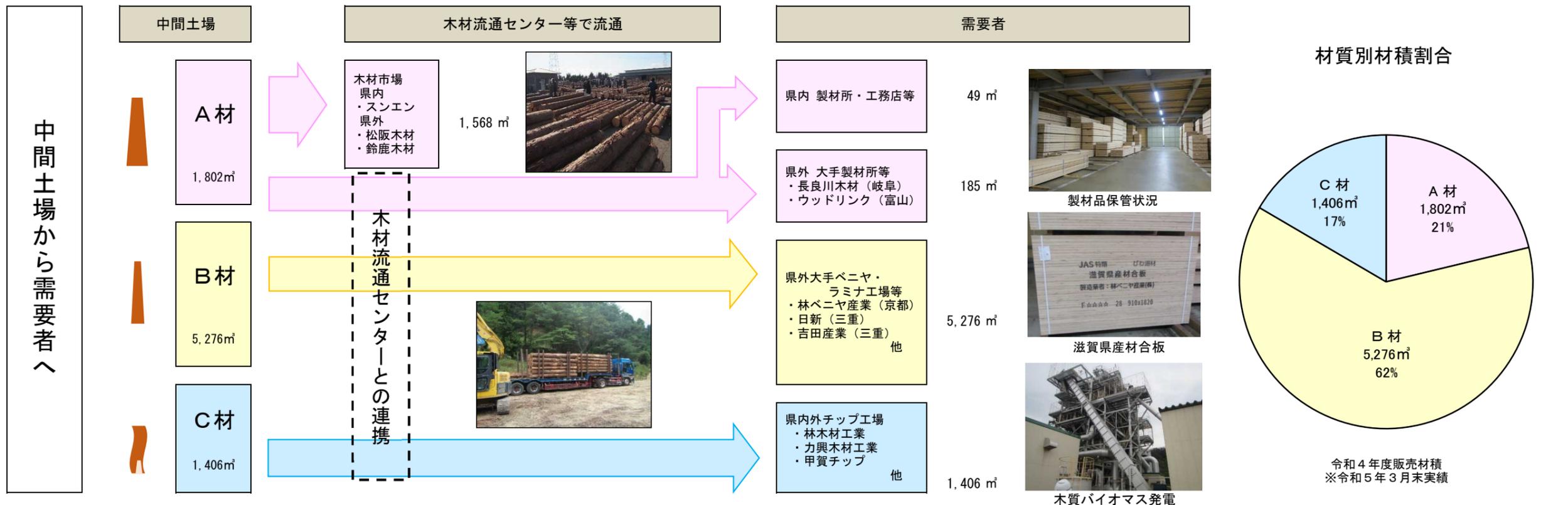
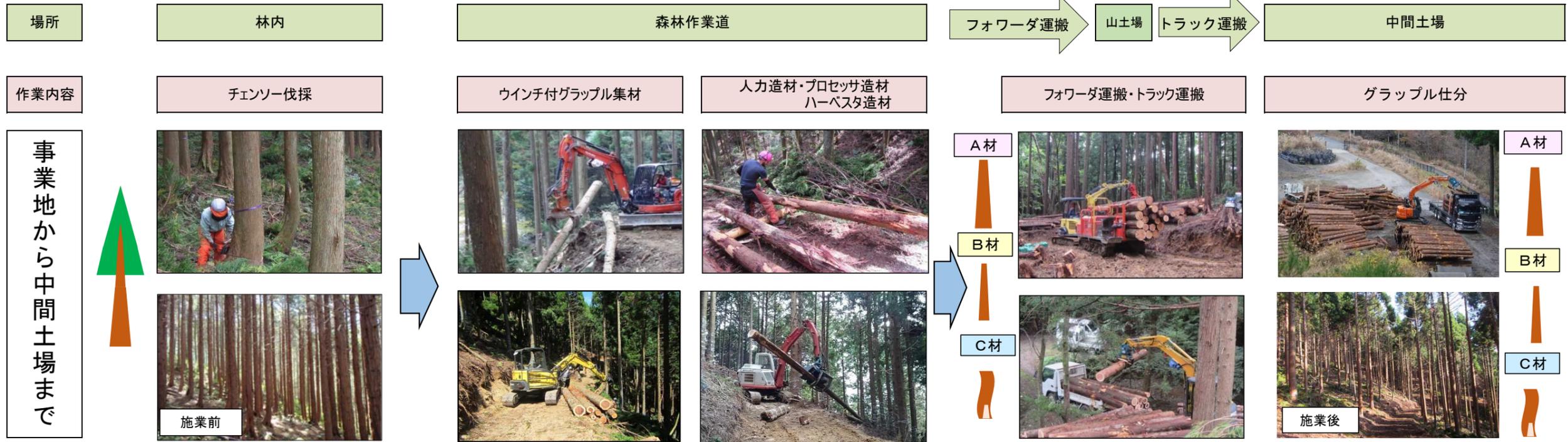
社員	出資額	出資構成比
滋賀県	18,000 千円	83.3%
県内 13 市町（大津市、彦根市、栗東市、湖南市、甲賀市、東近江市、米原市、長浜市、高島市、日野町、愛荘町、甲良町、多賀町）	2,900 千円	13.4%
滋賀県森林組合連合会	100 千円	0.5%
兵庫県	600 千円	2.8%
計	21,600 千円	100.0%

3 造林公社に係るこれまでの主な経過について

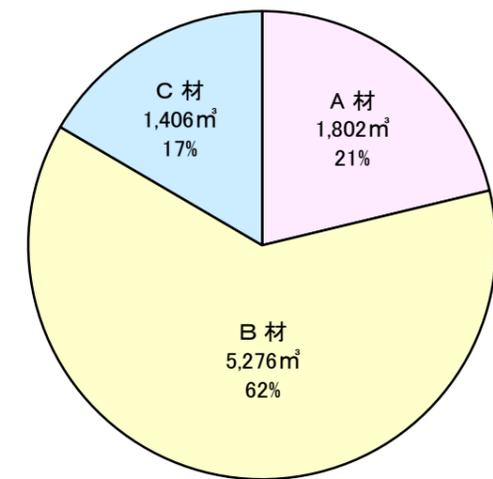
年 月	概 要
昭和 40 年 4 月	<p>(社) 滋賀県造林公社の設立</p> <p>(財) びわ湖造林公社の設立</p> <p>国の拡大造林施策の推進や 琵琶湖の水源涵養のために分収造林事業を実施。</p>
昭和 49 年 3 月	
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事業費の高騰 (S48~)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">木材価格の下落 (S55~)</div> </div> <p>➤ 社会経済情勢等の変化により、予定された間伐収入を得ることができず、利息を含む両公社の債務残高は、平成 18 年度末には約 1,057 億円となった。</p>
平成 19 年 11 月	両公社が、債権者（公庫、滋賀県、下流団体）を相手方に 特定調停を申立て
平成 20 年 9 月	公庫債務について、滋賀県が 免責的債務引受 を行った ➤ 平成 20 年度～令和 31 年度の 42 年間にわたり、利息を含め総額 690 億円を公庫に償還中。
平成 21 年 3 月	社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例（いわゆる 関与条例 ）を制定 ➤ 県が公社に対する特別な関与（指導助言等）を行うことにより、公社の健全な経営の確保や、県財政の健全化等を目的に制定。
平成 21 年 9 月	造林公社問題検証委員会による報告 ➤ 経営悪化に至った要因を明らかにし、県民、議会への説明責任を果たすとともに抜本的改革につなげるため、約 1 年間の議論を経て、知事へ報告書を提出。
平成 23 年 3 月	特定調停の成立 ➤ 公社は、総額 956 億円（滋賀県：782 億円、下流団体：174 億円）の債務を免除。 ➤ 残債務額が、本県に対して約 186 億円、兵庫県に対して約 2 億円に確定。
平成 23 年 9 月	公社が「 長期経営計画 」および「 第 1 期中期経営改善計画 」を策定 ➤ 関与条例に基づき、経営に関する計画を策定。
平成 24 年 3 月	(財) びわ湖造林公社を吸収合併
平成 25 年 4 月	一般社団法人に移行し、(一社) 滋賀県造林公社となる
平成 28 年 3 月	「 第 2 期中期経営改善計画 」(H28~R2) を策定 ➤ これまでの植栽・保育期間から木材の生産・販売の期間へ移行。
令和元年 10 月	滋賀県が「 公社造林のあり方 」を取りまとめ ➤ 外部識者による公社造林のあり方検討会 (H30. 11. 15~R1. 8. 9) の意見を踏まえ、「公社造林のあり方」に関する本県の考えを整理。
令和 3 年 3 月	「 第 3 期中期経営改善計画 」(R3~R7) を策定 ➤ 「公社造林のあり方」等を踏まえ、公益的機能の発揮と伐採収益確保の両立を図る。

木材流通図（令和4年度）

（一社）滋賀県造林公社

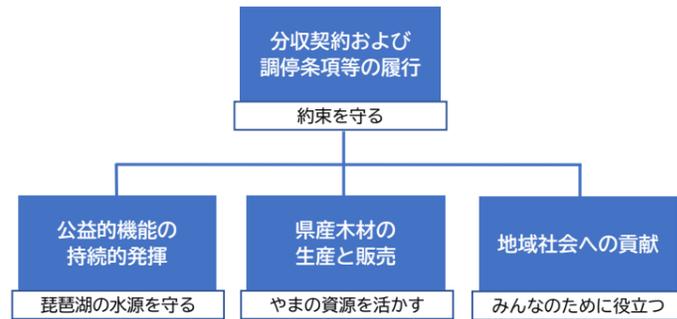


材質別材積割合



令和4年度販売材積
※令和5年3月末実績

《会社の役割》

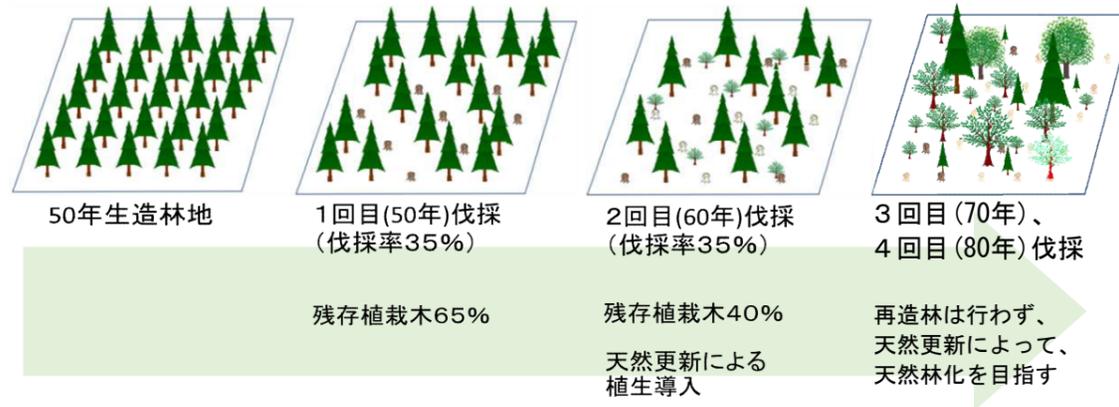


H23.9 長期経営計画における森林区分

継続林	10,418ha	⇒ 抜き伐り方式で木材生産
解約林	8,979ha	⇒ 環境林整備で天然林化
合計	19,397ha	

※令和元年10月に当課が取りまとめた「公社造林のあり方」において会社の役割を整理

《施業方法》



※公益的機能の発揮に配慮し、事業地全体を10年間隔で4回に分けて伐採（抜き伐り）

《施業内容例》

大津市 途中（花折）



年間を通じた安定的な木材販売を実施

栗東市 荒張（大谷）



平成27年度に引き続き、2回目の伐採作業を実施

高島市 途中谷（ソバ谷）



高性能林業機械による効率的な造材を意識した集材状況(元口を作業道に向けて集材)

甲賀市 神山（嶽側）



民地と連携した中間土場にて出荷先の需要に応じた仕分けや製材工場等への積合せ輸送を実施

《令和4年度実績》

木材生産概要

事業箇所数	14箇所
伐採面積	35.7ha
木材生産量	8,303m ³
収入	152,762千円
支出	77,876千円
伐採収益	74,886千円

分収調査費	5,436千円
分収交付金	5,901千円

償還財源（令和5年6月末に弁済）

滋賀県	61,730千円
兵庫県	1,819千円

弁済状況（令和5年6月末時点）

滋賀県	弁済累積額	373,881千円
	残債務額	18,248,768千円
兵庫県	弁済累積額	11,647千円
	残債務額	182,449千円

伐採収益のうち一定割合を分収に係る調査費として支出
分収造林契約に基づき土地所有者に分配

令和4年度決算状況

○正味財産増減計算書（概要）

科目	本年度	前年度	比較
(1)経常収益			
事業収益	130,233,299	107,917,124	22,316,175
受取補助金	159,180,313	77,248,249	81,932,064
受取出資金	210,625,000	205,963,000	4,662,000
その他	1,487,615	815,924	671,691
経常収益計	501,526,227	391,944,297	109,581,930
(2)経常費用			
事業費	461,107,198	363,336,191	97,771,007
管理費	25,227,969	19,830,113	5,397,856
経常費用計	486,335,167	383,166,304	103,168,863
(3)その他の増減	14,059,134	11,569,465	2,489,669
(4)当期正味財産増減額	29,250,194	20,347,458	8,902,736

●令和4年度は約2,900万円の黒字決算

○貸借対照表（概要）

科目	決算額	科目	決算額
資産の部		負債の部	
(1)流動資産		(1)流動負債	29,740,881
現金預金	241,224,142	(2)固定負債	
未収金	60,015,935	社員借入金	18,494,764,944
その他	4,393,835	分収造林事業損失引当金	59,643,250,189
流動資産計	305,633,912	その他	128,310,394
(2)固定資産		固定負債計	78,266,325,527
特定資産	206,202,971	負債合計	78,296,066,408
分収造林森林勘定	77,808,236,895	正味財産の部	
その他	96,559,007	(1)指定正味財産	10,000,000
固定資産計	78,110,998,873	(2)一般正味財産	110,566,377
資産合計	78,416,632,785	負債正味財産合計	78,416,632,785

その他経営の改善

公社林におけるCO ₂ 吸収認証量	1,081t-CO ₂
J-クレジット認証量	305t-CO ₂
J-クレジット販売量	298t-CO ₂

分収造林事業の変更・解約の状況

項目	令和4年度変更・解約面積	全体進捗率	長期経営計画の目標
分収割合の変更に係る分収造林契約の変更	286ha	78.0%	100%
不採算林に係る分収造林契約の解約	197ha	75.3%	100%
契約期間の延長に係る分収造林契約の変更	80ha	94.0%	100%

令和5年度 事業計画（概要版）

「公益法人等の経営状況説明書」P17～P21

森林整備（計画）

No	事業地名	市町名	施業内容
①	R4から継続 杠葉尾（白滝）	東近江	保育間伐
②	山室（大谷）	米原	保育間伐 病害虫獣防除
③	飯浦（大平谷）	長浜	保育間伐 病害虫獣防除
④	布勢（水晶谷）	長浜	保育間伐 病害虫獣防除
⑤	高山（郷野ほか）	長浜	環境林整備
⑥	野瀬（白谷）	長浜	環境林整備
⑦	酒波（酒波谷）	高島	保育間伐 病害虫獣防除
⑧	森西（山田山）	高島	保育間伐 (51年生以降の間伐) 病害虫獣防除
⑨	杠葉尾（白滝）	東近江	保育間伐
⑩	蛭谷（鳥越）	東近江	保育間伐 病害虫獣防除
⑪	外（明神ヶ嶽）	東近江	保育間伐 核打
⑫	杠葉尾（腰越）	東近江	環境林整備
⑬	神山（焼地蔵）	甲賀	保育間伐 (51年生以降の間伐)
△	獣害の多い地域で実施 (R5年度主伐実施地)	高島ほか	病害虫獣防除

分取造林事業（計画）

No	事業地名	市町名
①	R4から継続 荒張（大谷）	栗東
②	R4から継続 畑（越見坂）	高島
③	坊村（鎌倉）	大津
④	途中（花折）	大津
⑤	上龍華（高庭）	大津
⑥	中（谷海）	長浜
⑦	横波（ヤシ谷）	長浜
⑧	在原（ウコ谷）	高島
⑨	下（札谷）	高島
⑩	能家（沢原）	高島
⑪	中野（臼谷）	高島
⑫	地子原（谷所谷）	高島
⑬	麻生（足谷）	高島
⑭	君ヶ畑（ヨロイ谷）	東近江
⑮	四手（岡頭）	多賀
⑯	善谷（奥山）	彦根
⑰	朝宮（平尾）	甲賀
⑱	畑（西側）	甲賀
⑲	宮町（樋ノ谷）	甲賀
⑳	神山（焼地蔵）	甲賀



分取育林事業（木材生産）

No	事業地名	市町名
①	岩尾の森	甲賀
②	古陶の森	甲賀

木材生産 （分取造林事業計画）

事業箇所数	20箇所
伐採面積	55.00ha
木材生産量	11,400m ³
伐採収益	69百万円

木材生産 （分取育林事業計画）

事業箇所数	2箇所
伐採面積	15.00ha
木材生産量	1,830m ³
伐採収益	9百万円

林業労働力対策事業

事業名	受託先	事業内容
林業労働力・担い手確保事業	滋賀県	林業求職者の相談業務、林業体験講習の実施等
林業就業支援事業	全国森林組合連合会	雇用管理改善の情報提供、相談、助言業務
緑の雇用新規就業者育成推進事業	全国森林組合連合会	森林の仕事ガイダンスの開催
緑の雇用担い手対策事業	滋賀県森林組合連合会	林業事業者に対する監督・検査
森林組合人材育成事業	滋賀県	森林組合の森林施業プランナー等の資質向上を目的とした研修会の実施
林業労働力対策事業	-	林業労働力育成協議会の開催、全国支援センターへの参加等
林業就業促進資金貸付事業	-	新たに林業に就業する者等に対しての林業就業促進資金の貸付

その他経営の改善

項目	目標
公社林におけるCO2吸収認証量	750t-CO2
企業等と連携した森林づくりの取組数	5件
J-クレジット認証量	600t-CO2

収支予算書

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和4年度	比較
(1)経常収益			
事業収益	162,211	124,732	37,479
受取補助金等	283,017	217,602	65,415
受取出資金	210,374	210,625	-251
その他	1,921	817	1,104
経常収益計	657,523	553,776	103,747
(2)経常費用			
事業費	651,784	562,512	89,272
管理費	24,872	24,813	59
経常費用計	676,656	587,325	89,331
(3)当期森林資産勘定振替額	1,492	2,815	-1,323
(4)当期一般正味財産増減額	-17,641	-30,734	13,093

●令和5年度は約1,700万円の赤字予想

一般社団法人滋賀県造林公社の令和 4 年度中期経営改善計画に関する
 経営評価結果（概要版）

(1) 全体評価

大項目	評価	小項目の達成状況		評価対象外項目
		達成できた項目	評価対象項目	
1 森林整備に関する事項	×	6項目	7項目	1項目
2 木材の生産および販売に関する事項	×	5項目	7項目	
3 財務状況の改善に関する事項	×	4項目	5項目	
4 組織体制の改善に関する事項	○	1項目	1項目	
5 その他経営の改善に関し必要な事項	○	3項目	3項目	
計		19項目	23項目	

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ 経営的な観点からすると、現在のように木材価格の高値が続いている時は、それを考慮した森林整備や木材の生産・販売が必要なので、一部の単年度の計画が達成できていなくても評価できる。

【県の指導および助言】

- ・ 引き続き経営評価を適切に実施し、経営評価委員会において出された意見を真摯に受け止めるとともに、公益的機能の持続的発揮と伐採収益の確保の両立に努めること。また、公社の経営状況が県財政に多大な影響を与えることを念頭に、常に採算性の向上やコスト縮減の意識を持ち、一層の経営改善に取り組むこと。

(2) 大項目別評価

大項目 1 森林整備に関する事項						
小項目	分野	計画	実績	評価	達成率	
①採算性判定の実施	収益	—	—	—	—%	
②保育間伐	公益的機能	100ha	35ha	×	35%	
③枝打	公益的機能	10ha	10ha	○	100%	
④病害虫獣防除	公益的機能	110ha	112ha	○	102%	
⑤環境林整備	公益的機能	100ha	122ha	○	122%	
⑥Ⅱ作業道開設	収益	18,000m	18,123m	○	101%	
⑦Ⅱ作業道拡幅・補修	公益的機能	200m	573m	○	287%	
⑧Ⅲ作業道開設・補修	公益的機能	300m	1,922m	○	641%	
小項目の達成状況	6項目／7項目（評価対象外：1項目）					
評価	「×」評価					

【公社自己評価】

- ・ 保育間伐については、生育状況や成立本数等の状況、将来の伐採収益への影響等を考慮した結果、計画を達成できなかったが、施業履歴や航空レーザ計測データ等の活用、早期の現地調査に加え、木材を取り巻く社会情勢等を考慮することにより、必要な箇所適切に実施していく。その他の保育施業や路網等整備についても、引き続き森林の生育状況や被害状況等を踏まえながら、着実に事業を実施する。

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ 保育間伐については、近年の木材価格の状況を勘案し、将来の伐採収益への影響を考慮した結果、必要最小限の実施に留めたことで計画を達成できなかったが、経営面から考えて評価できる。

【県の指導および助言】

- ・ 保育間伐は、将来の伐採収益を最大化させるとともに、森林のもつ公益的機能の持続的発揮に寄与する取組であるため、計画性をもって事業実施に努めること。

大項目2 木材の生産および販売に関する事項					
小項目	分野	計画	実績	評価	達成率
①分収造林事業	収益	17百万円	75百万円	○	441%
②モニタリング調査	公益的機能	8箇所	8箇所	○	100%
③分収育林事業	収益	(1百万円)	4百万円	○	304%
④木材流通センター連携した販売割合	収益	75%	94%	○	125%
⑤びわ湖材証明の発行割合	森林・林業	100%	100%	○	100%
⑥C材に特化した販売を行う事業地数	森林・林業	4箇所	1箇所	×	25%
⑦木材生産から販売までの林業事業者への委託件数	収益	2件	0件	×	0%
小項目の達成状況	5項目／7項目				
評価	「×」評価				

【公社自己評価】

- ・ 木材価格の動向を踏まえ、事業収支を再検討し、伐採収益の向上を意識して取り組んだ結果として、伐採収益を大幅に増加させることができた。
- ・ 今後も引き続き、主目的である伐採収益の向上を目指して、木材を取り巻く社会情勢の変化等に適切に対応しながら、木材の生産および販売に取り組むとともに、県内の公共施設に公社材を積極的に供給するなど、地域の木材需要に対応する。

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ C材に特化した販売を行う事業地数については、木材価格の高値が続いていることを踏まえ、A材・B材を中心に搬出したことで計画を達成できなかったが、経営改善の観点からは評価できる。ただ、木質バイオマス発電等でのチップ材としての活用などで需要も高いので、C材の搬出にも配慮されたい。

【県の指導および助言】

- ・ 伐採収益等の長期計画との乖離の縮小に向けて、常に事業の改善や創意工夫に取り組み、収益性の高い木材の生産と販売によって更なる収益の向上に努めること。

大項目3 財務状況の改善に関する事項						
小項目	分野	計画	実績	評価	達成率	
①分収割合の変更	収益	150ha	286ha	○	191%	
②不採算林の解約	収益	140ha	197ha	○	141%	
③契約期間の延長	収益	150ha	80ha	×	53%	
④償還財源（分収造林事業）	収益	14百万円	64百万円	○	457%	
⑤償還財源（分収育林事業）	収益	(0百万円)	1百万円	○	310%	
小項目の達成状況	4項目／5項目					
評価	「×」評価					

【公社自己評価】

- ・ 契約期間の延長については、これまでの交渉で同意いただけなかった方が交渉相手の大半を占めているため、交渉が難航し計画を達成できなかったが、土地所有者が抱える森林管理における課題解決に向けて、行政機関等と調整を図りながら交渉を行うなど、更なる工夫を行う。分収割合の変更および不採算林の解約についても、同意いただけない方がまだ数多く残っていることから、引き続き粘り強く交渉を行う。

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ 契約期間の延長ができなかった森林について、契約終了後、土地所有者が適切に管理できないことが懸念される。公社の管理を離れた後も、森林組合や県、市町と連携し、放置林とならないよう配慮されたい。

【県の指導および助言】

- ・ 契約期間の延長については、進捗率が94%まで進み、今後は更なる交渉の難航が予想されるが、この項目は、中期計画および長期経営計画の中核をなす重要な経営改善事項であることから、伐採に支障が生じないように、粘り強く交渉を行い、計画目標の達成に向けて更に一層の努力をすること。

大項目4 組織体制の改善に関する事項						
小項目	分野	計画	実績	評価	達成率	
①技術研修等の実施	森林・林業	6回	11回	○	183%	
小項目の達成状況	1項目／1項目					
評価	「○」評価					

【公社自己評価】

- ・ 効率的な路網の配置や木材の造材・仕分けなど、木材の生産・販売に関する知識や技術の習得、ICT分野に精通した人材の育成が必要なため、職員向けの技術研

修の実施に努めた。

- ・ 今後の公社の健全経営のためにも、引き続き技術研修の実施に加え、情報や経験の継承に取り組むことで、より一層の職員の育成に努めていく。

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ 今後も引き続き、計画を達成できるよう研修等を実施されたい。

【県の指導および助言】

- ・ 本県の林業施策と十分に連携を図り、木材の安定供給や伐採計画等の積極的な開示を通して林業従事者の雇用確保や人材育成を図るとともに、地域の木材需要へ対応するなど本県の森林・林業の活性化に資する役割を果たすこと。

大項目5 その他経営の改善に関し必要な事項						
小項目	分野	計画	実績	評価	達成率	
①公社林におけるCO ₂ 吸収認証量	公益的機能	750t-CO ₂	1,081t-CO ₂	○	144%	
②企業等と連携した森林づくりの取組数	公益的機能	4件	4件	○	100%	
③J-クレジット認証量	公益的機能	300t-CO ₂	305t-CO ₂	○	102%	
小項目の達成状況	3項目／3項目					
評価	「○」評価					

【公社自己評価】

- ・ 公社林におけるCO₂吸収認証量、企業等と連携した森林づくりの取組数、J-クレジット認証量の全てで計画を達成できた。引き続き、各取組を通じて公社林が果たしている公益的機能が見える化し、公社林の社会貢献度を発信することで、公社事業に対する更なる理解の醸成を図る。

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ 公社林には公益的機能を持続的に発揮することが期待されており、CO₂吸収認証量やJ-クレジット認証量は非常に重要であることから、今後も引き続きこれらの項目に対して努力されたい。

【県の指導および助言】

- ・ 公社は地域の木材生産の核であり、本県の林業の成長産業化を牽引すべき存在であることを認識し、これまで公社が蓄積してきたノウハウを活用し、森林の抱える地域課題および社会的課題の解決を図りつつ、公社の公益的・公共的な役割の周知に努めること。

出資法人経営評価の結果について (一般社団法人滋賀県造林公社)

1 経営評価について

(1) 目的

- ① 出資法人が、経営状況や活動状況等について、中期経営計画や年度目標を踏まえて点検評価し、達成度や課題等を確認することで、経営の改善につなげる。
- ② 県として、出資法人の経営状況や活動の内容、点検評価の結果などを適切に把握し、運営の状況等を評価するとともに、これを踏まえた必要な関与を行う。
- ③ 県民に対し、出資法人に対する県の人的・財政的関与の状況を示すとともに、出資法人および県が、出資法人の経営状況全般についてどのように評価、判断し、どのような対応を行っているかを明らかにする。

(2) 対象となる出資法人の範囲

県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資し、または出捐している 26 法人

〔 地方独立行政法人法に基づき設立された法人（滋賀県立大学）および特別法に基づき設置され、国の関与が前提とされている法人（滋賀県信用保証協会）を除く。 〕

(3) 評価方法

財務諸表等に基づく出資法人の経営状況等や、県の人的・財政的関与の状況から、出資法人と県により5つの視点（効果性、効率性、健全性、自立性、透明性）からの評価および総合的な評価（事業の状況、財務の状況、行政経営方針実施計画の状況、総合所見）を行う。

(4) その他

評価は、毎年度実施し、評価結果は、公表する。

一般社団法人滋賀県造林公社の概要について

1 名称 一般社団法人滋賀県造林公社

2 設立年月日 昭和40年4月1日

3 設立の趣旨・目的

分収造林事業、分収育林事業、林業労働力の確保および育成に関する事業その他の森林・林業に関する事業を行うことにより、森林が持つ水源かん養機能、県土保全機能、地球環境保全機能等の公益的機能を発揮し、琵琶湖・淀川流域の住民の安全かつ安心で豊かな生活の確保、産業の発展等に寄与することを目的とする。

4 業務概要

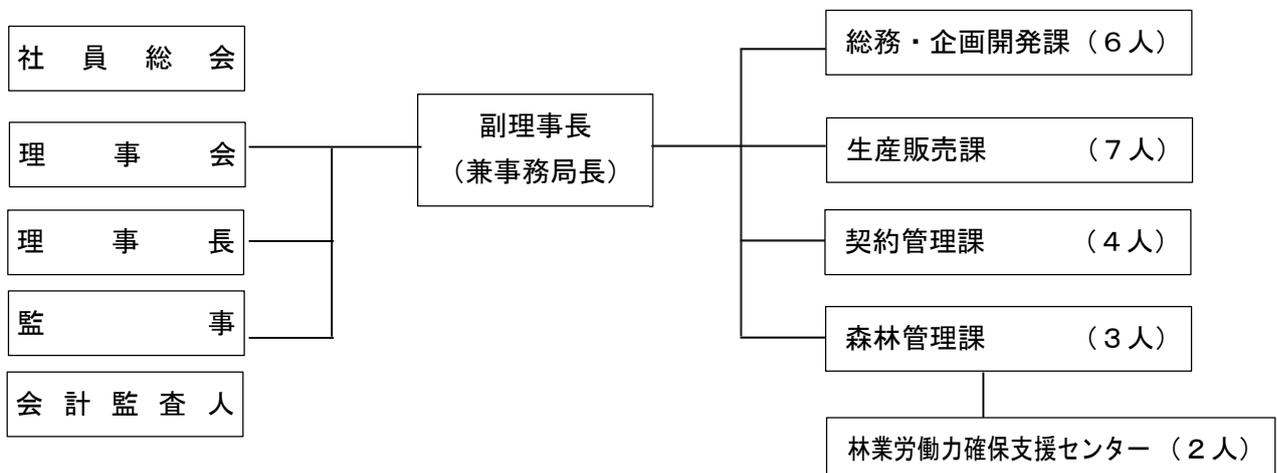
- ①分収造林事業および分収育林事業
- ②林業労働力の確保および育成に関する事業
- ③森林・林業に関する調査等の受託に関する事業

5 出資の状況（令和4年度末）

（単位：千円、％）

区分		出資額	構成比	区分		出資額	構成比
基本 財産等				その他	滋賀県	18,000	83.3
					滋賀県内13市町	2,900	13.4
					滋賀県森林組合連合会	100	0.5
					兵庫県	600	2.8
					小計	21,600	100.0
	小計			合計		21,600	100.0

6 組織図



7 役員等

役職	氏名（他団体での役職）	常勤
理事長	三日月 大造（滋賀県知事）	
副理事長	池田 真之（滋賀県琵琶湖環境部技監）	○
理事	岡田 眞男（東近江市農林水産部長）	
理事	荻 大陸（元成美大学教授）	
理事	川井 史彦（兵庫県企画部次長）	
理事	北村 美代子（滋賀県林業研究グループ連絡協議会女性部長）	
理事	坂野上 なお（京都大学講師）	
理事	白井 稔（滋賀県琵琶湖環境部次長）	
理事	長瀬 正弘（高島市農林水産部長）	
理事	横尾 仁（長浜市産業観光部長）	
監事	中田 佳恵（滋賀県会計管理者（兼）会計管理局長）	

8 所在地 大津市松本一丁目2番1号

令和5年度 出資法人経営評価表

(別紙3・公益法人等用)

法人名	一般社団法人滋賀県造林公社
-----	---------------

1 人員、県の人的関与の状況 (単位：人)

①会員の状況 (社団法人のみ)		R3年度	R4年度	R3→R4増減				
		16	16					
②役員の状況		R3年度	R4年度	R3→R4増減	R5年度			
評議員総数								
うち県職員 (特別職を含む。)								
うち県退職職員 (OB)								
理事総数		10	10		10			
うち県職員 (特別職を含む。)		2	3	1	3			
うち県退職職員 (OB)		1		△ 1				
うち常勤役員数		1	1		1			
うち県職員 (特別職を含む。)			1	1	1			
うち県退職職員 (OB)		1		△ 1				
監事総数		1	1		1			
うち県職員 (特別職を含む。)		1	1		1			
うち県退職職員 (OB)								
うち常勤監事数								
うち県職員 (特別職を含む。)								
うち県退職職員 (OB)								
報酬額・年齢								
常勤役員の平均年齢								
常勤役員の平均報酬 (年額) (千円)								
役員の報酬総額 (年額) (千円)		110	90	△ 20	120			
③職員の状況		R3年度	R4年度	R3→R4増減	R5年度			
職員総数		22	21	△ 1	22			
常勤職員		16	14	△ 2	15			
プロパー職員		4	4		4			
うち県退職職員 (OB)								
県等からの派遣職員		10	9	△ 1	10			
うち県派遣職員		10	9	△ 1	10			
臨時・嘱託職員		2	1	△ 1	1			
うち県退職職員 (OB)								
非常勤職員		6	7	1	7			
うち県派遣職員								
うち県退職職員 (OB)		2	2		1			
プロパー職員の平均年齢		48.0	49.0	1.0	50.0			
プロパー職員の平均給与 (年額) (千円)		6,532	6,481	△ 51	6,326			
職員の給与総額 (年額) (千円)		122,929	119,111	△ 3,818	123,870			
プロパー職員の年代別職員数		10代	20代	30代	40代	50代	60代～	合計
(令和5年度当初実数)					2	2		4

2 県の財政的関与の状況 (単位：千円)

項 目		R3年度	R4年度	R3→R4増減	R5年度	備考 (R5内訳)
県からの年間収入額	補助金					
	事業費補助金	77,248	159,180	81,932	283,017	森林環境保全直接支援事業補助金 248,451 環境林整備事業補助金 24,290 林業労働力対策事業補助金 200 農山漁村地域整備交付金 10,076
	運営費補助金					
	負担金					
	委託料	6,931	10,337	3,406	12,390	林業労働力・担い手確保事業委託 4,500 森林組入人材育成事業委託 2,700 木質バイオマス地域循環促進事業委託 5,190
その他	205,963	210,625	4,662	210,374	出資金 210,374	
合計	290,142	380,142	90,000	505,781		
年度末残高	県からの借入金	18,362,512	18,310,497	△ 52,015		
	県からの損失補償・債務保証					
短期貸付金の金額 (期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの)						

3 評価

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			R2	R3	R4		
効果性	中期経営計画、年度目標の策定	中期経営計画、年度目標とも策定している。 中期経営計画のみ策定している。 年度目標のみ策定している。 策定していない。	○	○	○	中期経営改善計画については、毎年度、前年度の事業実績に対して、外部有識者で構成する経営評価委員会による意見を踏まえた経営評価を行い、この評価結果を踏まえ、事業や計画の見直し等に反映するPDCAサイクルによる進行管理を行っている。 令和4年度事業実績に対する経営評価では、経営改善に向けた取組について、23項目中19項目で計画を達成できた。今後、全ての項目で計画を達成できるよう取り組んでいく必要があると考えている。	中期経営改善計画については、長期経営計画に掲げられた経営理念「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり」を踏まえ、公益的機能の持続的な発揮に配慮しながら、木材生産等が実施されている。 また、毎年度、外部有識者の意見を踏まえて経営評価を実施し、計画の達成状況の評価や要因分析等を行い、適切に事業の進行管理がされている。 経営改善に向けた取組については、全ての項目で計画が達成されるよう努める必要がある。
	事業活動の社会情勢への適合性	全ての事業が社会情勢に適合し、その意義は大きい。 社会情勢に照らして意義が薄れてきた事業がいくつかある。 社会情勢に照らして意義の薄れてきた事業が多くある。	○	○	○		
	活動の成果の達成度	活動について成果目標を定め、目標以上に達成している。 活動について成果目標を定め、目標どおり達成している。 活動について成果目標を定め、概ね目標どおりに達成している。 活動について成果目標を定め、達成しているものもあるが、十分ではない。 活動について成果目標を定めていない。			○		
	住民、関係者等のニーズの把握状況	多様な調査を実施し、積極的にニーズの把握に努めている。 ニーズを把握するための手段を講じている。 具体的な取組はしていない。	○	○	○		
効率性	経常費用に占める管理費の状況	管理費比率が2期連続で減少した。 管理費比率が前期に比べ減少した。 管理費比率が前期に比べ増加した。 管理費比率が2期連続で増加した。			○	中期経営改善計画に基づき、経費の節減に取り組んだ。今後も引き続き、事業費や管理費の削減に取り組んでいく。	事業費や管理費の節減に取り組むとともに、引き続き収益向上につながる取組に努める必要がある。
	経常収益・費用の比率	経常収益が2期連続で経常費用を上回った。 経常収益が、当期は経常費用を上回った。 経常収益が、当期は経常費用を下回った。 経常収益が、2期連続して経常費用を下回った。			○		
健全性	債務超過の状況	当期末において債務超過でない。 2期連続で改善した。 前期に比べ改善した。 前期に比べ悪化した。 2期連続で悪化した。	○	○	○	平成19年11月に申し立てた特定調停は、平成23年3月に全債権者の合意を得て成立した。これにより、多額の債務免除を受け、財務状況は改善した。 また、残債務については、無利息化されるとともに、平成27年度以降に収益が生じた時にその収益で弁済することとなった。令和4年度においては、伐採収益が事業地への累積投下経費を上回り、中期経営改善計画を大幅に上回る債務弁済実績となったため、正味財産が増加した。 経営改善の一環として、不採算林の解約を進めているため、総資産が大きく減少することとなり、その結果として、借入金依存率が上昇したが、解約する不採算林の資産額と同額の損失引当金(負債)を取り崩すことにより、不採算林の解約による財務の健全性への影響はない。	平成23年3月に成立した特定調停により、債務が大幅に軽減されたが、多額の債務が残っている状況である。 令和4年度は、中期経営改善計画を上回る償還財源を確保できているが、今後も長期にわたって債務の弁済ができるよう、継続して経営改善に取り組む必要がある。
	正味財産期末残高の状況	2期連続で増加した。 前期に比べ増加した。 前期に比べ減少した。 2期連続で減少した。			○		
	累積欠損金の状況	当期末において累積欠損金はない。 累積欠損金は、2期連続で減少した。 累積欠損金は、前期に比べ減少した。 累積欠損金は、前期に比べ増加した。 累積欠損金は、2期連続で増加した。	○	○	○		
	短期的支払い能力の状況	流動比率は、2期連続で100%以上であった。 流動比率は、当期は100%以上であった。 流動比率は、当期は100%未満であった。 流動比率は、2期連続で100%未満であった。	○	○	○		
	借入金依存率の状況	当期末において借入金はない。 2期連続で低下した。 前期に比べ低下した。 前期に比べ上昇した。 2期連続で上昇した。	○	○	○		

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			R2	R3	R4		
自立性	知事・副知事の代表者への就任状況	知事・副知事が法人の代表者へ就任していない ----- 知事・副知事が法人の代表者へ就任している				<p>会社に対する土地所有者との信頼関係の維持が必要なこと、また、公益的機能の持続的発揮に向けて、公社林を保全していく役割をしっかりと果たしていくためには、滋賀県の森林政策と一体的に進めることが重要なことから、現時点では、知事が理事長であることが望ましいと考えている。</p> <p>公社プロパー職員の退職等による職員構成の変化や事業量等に応じ、県とも協議・調整等を行いながら、適切な人員の確保を図っていく。</p> <p>木材生産量および保育事業量を前年度よりも増加させたことにより県からの補助金額が大幅に増加し、経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ増加した。</p> <p>毎年度の事業実績の増減により、補助金額も連動して増減する仕組みであるが、公社の経営状況が県財政に多大な影響を与えることを十分認識し、常に採算性の向上やコスト縮減の意識を持ち、一層の経営改善に取り組む。</p>	<p>土地所有者からの信用を保ち、事業の継続性を示す必要があることから、現時点においては、知事が理事長であることが望ましい。</p> <p>森林整備や木材生産等を通じて琵琶湖の水源林を保全するという公益的・公共的な役割を担うために必要な支援を行っていく。</p> <p>事業の内容や経営状況を踏まえ、公社林の有する公益的機能の発揮と、伐採収益等の確保につながる取組に対して、必要な支援を行っていく。</p>
	県派遣職員の状況	当期末において県派遣職員はない ----- 常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ低下した。 ----- 常勤職員に占める県派遣職員の割合は前期と概ね同程度 ----- 常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ上昇した。	○	○	○		
	県退職職員の就任状況	当期末において県退職職員はない ----- 常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ低下した。 ----- 常勤職員に占める県退職職員の割合は前期と概ね同程度 ----- 常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ上昇した。	○	○	○		
	県財政支出の状況	当期末において県の財政支出はない。 ----- 経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で低下した。 ----- 経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ低下した。 ----- 経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ上昇した。 ----- 経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で上昇した。			○		
	短期貸付金の金額(期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの)の状況	当期間中において県の短期貸付けはない ----- 県の短期貸付けの額が2期連続で減少した。 ----- 県の短期貸付けの額が前期に比べ減少した。 ----- 県の短期貸し付けの額が前期と同額である。 ----- 県の短期貸付けの額が前期に比べ増加した。 ----- 県の短期貸付けの額が2期連続で増加した。	○	○	○		
	損失補償の状況	当期末において県の損失補償・債務保証はない ----- 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で減少した。 ----- 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ減少した。 ----- 県の損失補償・債務保証の額が前期と同額である。 ----- 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ増加した。 ----- 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で増加した。	○	○	○		
透明性	情報公開規程の整備状況	規程を整備している。 ----- 規程を設けていない。 ----- 規程を設けていない(県の資本金等の割合が1/2未満)。	○	○	○	<p>広く県民に対して、公社の経営状況や外部有識者による経営評価結果等について、積極的に情報提供を行っているところであり、今後も引き続き行っていく。</p> <p>財務状況や経営評価結果、J-クレジットの取組状況等について、ホームページ等で情報発信されており、適切に情報開示されている。</p>	
	情報公開の実施状況	ホームページ等により不特定の者に対し情報公開を行っている。 ----- 不特定の者に対し情報公開を行っていない。	○	○	○		
	文書管理規程の整備状況	規程を整備している。 ----- 規程を設けていない。 ----- 規程を設けていない(県の資本金等の割合が1/2未満)。		○	○		
	文書管理の実施状況	情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っている。 ----- 情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っていない。		○	○		
	会計専門家の関与状況	作成した財務諸表について、会計監査人監査を受けている、または、財務諸表の作成過程で、会計の専門家の指導・助言を受けている。 ----- 会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。	○	○	○		
	業務監査の実施状況	業務監査を実施している。 ----- 業務監査を実施していない。	○	○	○		

	出資法人の総合的評価・対応	県による総合的評価・対応		
事業に関する事項	(森林整備) 保育間伐は計画を達成できなかったが、枝打、病害虫獣防除および環境林整備は計画を達成できた。 (木材の生産および販売) 伐採面積は計画を達成できなかったが、木材生産量および伐採収益は計画を達成できた。	(森林整備) 公益的機能の持続的発揮に向け、現地の状況や条件を把握して森林整備を進めていく必要がある。 (木材の生産および販売) 伐採収益は計画を達成することができたが、引き続き木材需給や材価の動向を注視しながら、収益性の高い木材の生産と販売に取り組み、収益確保に努める必要がある。		
財務に関する事項	分収造林事業における伐採等に伴う償還財源の確保は計画を達成できた。 契約期間の延長は計画を達成できなかったが、分収割合の変更および不採算林の解約は計画を達成できた。	分収割合の変更および不採算林の解約については計画を達成したが、契約期間の延長については計画を達成することができなかった。これらの項目は、経営改善に関する重要な項目であるため、伐採に支障が生じないよう、引き続き粘り強く交渉する必要がある。		
行政経営方針実施計画に関する事項 ※実施計画は次頁参照	令和4年度においては、第3期中期経営改善計画に基づき、分収割合の変更等に引き続き粘り強く取り組むとともに、木材価格の高値が続いた中、ニーズに合わせた木材の生産や有利販売に努めた。 令和5年度は、第3期中期経営改善計画の中間年であり、令和4年度までの実績をしっかりと評価し、引き続き、公社一丸となって計画達成に向けて全力で取り組む。	県が取りまとめた「公社造林のあり方」を踏まえて、公益的機能の発揮と収益確保の両立に努めるとともに、経営改善に向け、第3期中期経営改善計画を着実に実行するよう指導、助言を行う。		
	実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況		実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況	
	2【出資法人】令和3年3月に、第3期中期経営改善計画を策定した。 3【出資法人】令和4年度の伐採面積は、実績(36ha)が計画(40ha)を下回ったが、木材価格の高値が続いた中、ニーズに合わせた木材の生産や有利販売に努めたことにより、伐採収益は、実績(75百万円)が計画(17百万円)を大幅に上回ることができた。 4【出資法人】令和4年度の方収割合の変更は、実績(286ha)が計画(150ha)を上回った。		1【県】平成30年11月から令和元年8月にかけて、外部有識者7名による公社造林あり方検討会を設置し、計6回の会議を開催。県は、検討会の内容を踏まえ、令和元年10月に「公社造林のあり方」を取りまとめた。この「公社造林のあり方」を踏まえながら、公社に対して、指導・助言を行っている。	
	実施計画に定める目標	左の実績	実施計画に定める目標	左の実績
<ul style="list-style-type: none"> 中期経営改善計画の策定 2020年度 伐採面積(分収造林事業) 2017年度(平成29年度) 29ha/年(実績) →2020年度 72ha/年 分収造林契約の方収割合変更 2017年度(平成29年度) 70%(実績) →2020年度 100% 	<ul style="list-style-type: none"> 中期経営改善計画の策定 2020年度 伐採面積(分収造林事業) 2022年度(令和4年度) 36ha/年 分収造林契約の方収割合変更 2022年度(令和4年度) 286ha/年(78.0%) 	<ul style="list-style-type: none"> 公社造林のあり方検討会の設置・検討 2018年度～2019年度 検討結果に基づく指導・助言 2020年度～2022年度 	<ul style="list-style-type: none"> 公社造林あり方検討会を設置し、公社林の保全活用方法について検討 2018年度～2019年度 「公社造林のあり方」を踏まえた指導・助言を実施 2020年度～2021年度 	

<p>総合所見</p>	<p>中期経営改善計画の経営評価を実施したところ、経営改善に向けた取組項目ごとの評価においては、23項目中19項目で計画を達成できた。 森林整備に関する取組については、7項目中6項目で計画を達成できたが、「保育間伐」の項目のみ計画を達成できなかった。 木材の生産および販売に関する取組については、7項目中2項目で計画を達成できなかったが、最も重要な「伐採収益」の項目については、計画を大幅に上回り達成できた。 財務状況の改善に関する取組については、5項目中4項目で計画を達成できたが、「契約期間の延長」の項目のみ計画を達成できなかった。 これらについては、経営改善の成否を左右する重要な項目であることから、なお一層の工夫と努力を重ねる。 森林整備については、公益的機能の持続的発揮に向けて、引き続き森林の生育状況や被害状況等を踏まえながら、着実に事業を実施する。 分収割合の変更等については、令和7年度までに契約期限を迎える土地所有者に対して集中的に交渉を行うとともに、土地所有者が抱える森林管理における課題解決に向けて行政機関等と調整を図りながら、同意が得られるよう更改協議を行う。 木材の生産については、公社林と隣接する森林との施業集約化や地形条件に合った効率的な路網配置、架線による搬出の実施、A材・B材に加え細材や獣害被害木等の積極的な搬出等により、年間を通じた安定的な生産に努める。また、担い手対策として、林業事業体が計画的に事業に参画できるよう木材生産情報を早期に提供する。木材の販売については、滋賀県木材流通センターと連携し、价格的に有利な販売先を確保するほか、土場から販売先への直送による物流コストの縮減等により、収益性の高い販売に努める。 これらを推進するため、公社の組織体制の強化を図るとともに、公社職員はもとより林業事業体も含めた人材の育成に取り組む。 第3期中期計画の中間年を迎えるに当たり、計画達成に向けて全力で取り組む。</p>	<p>公社は、一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例(以下「関与条例」という。)に基づき、中期経営改善計画の実施状況等に対する自己評価を行い、自己評価の結果を踏まえて事業等の改善につなげているところである。 公益的機能の持続的な発揮のためには、現地の状況や条件に応じて、計画的に森林整備を進めることが重要であり、また、更なる経営改善のためには、分収造林契約の変更や収益性の高い木材の生産・販売の一層の推進が必要となる。 県は、公社林が有する水源かん養機能などの公益的機能が将来にわたり発揮されるよう引き続き必要な支援を行うとともに、健全な経営が確保されるよう関与条例に基づき指導・助言を行っていく。</p>
-------------	---	---

【参考資料】

財務諸表等へのリンク

一般社団法人滋賀県造林公社ウェブサイトへのリンク <http://www.morimoribiwako.com/profile/03.html>

※行政経営方針実施計画(2019年度～2022年度)

7 一般社団法人滋賀県造林公社【担当部課(局・室)名:琵琶湖環境部森林政策課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、経営理念「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり」に基づき、公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備の推進、収益性の高い木材の生産と販売の推進および健全な公社経営の確保に取り組んできた。今後、経営理念の実現のため、公社は公益的機能の持続的発揮を維持しながら収益性の改善による伐採収益の確保に引き続き努める。また、伐期を迎える公社林が増大することを踏まえ、県としても公益的機能の持続的発揮と木材生産の採算性を両立するための公社林の保全・活用方法の検討等を行う。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 公益的機能の持続的発揮と木材生産における採算性を両立する公社林の保全・活用方法について、外部専門家の意見を踏まえて検討し、公社への指導助言を行う。【県】	公社造林のあり方の検討		検討結果に基づく指導・助言			・公社造林あり方検討会の設置・検討 平成30年度(2018年度)～2019年度
2 次期中期経営改善計画を策定する。【出資法人】			次期中期経営改善計画の策定	次期中期経営改善計画に基づく取組の実施		・中期経営改善計画の策定 2020年度
3 収益性を確保しつつ、水源涵養機能や県土保全機能等の持続的発揮に配慮した効果的な伐採を行う。【出資法人】			水源涵養機能等の持続的発揮に配慮した効果的な伐採の実施			・伐採面積(分収造林事業) 2017年度(平成29年度) 29ha/年(実績) → 2020年度 72ha/年
4 分収造林契約の変更について、引き続き粘り強く取り組み、伐採計画への影響を最小限にとどめるよう努める。【出資法人】			取組の実施			・分収造林契約の分収割合変更 2017年度(平成29年度) 70% (実績) → 2020年度 100%
備考	・「法人の代表者へ知事が就任している」※平成31年(2019年)3月時点					